

山口みなみこども園 重要事項説明書

園児の教育・保育の提供の開始に当たり、当園が貴殿に説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	山口市
所 在 地	山口市 亀山町2番1号
電 話 番 号	083 — 934 — 2798
代 表 者 氏 名	山口市長 伊藤 和貴

2 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	山口市立山口みなみこども園
施 設 の 所 在 地	山口市 鑄銭司3922番地1
連 絡 先	電 話 番 号 083 — 986 — 2009 F A X 083 — 986 — 2020
管 理 者	園 長
対 象 児 童	1号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子ども(2号認定子どもを除く) 2号・3号認定子ども 満1歳以上の小学校就学前の子どもであって、保育を必要とする子ども
利 用 定 員	1号認定 3歳児 10人 4歳児 10人 5歳児 10人 合計 30人 2号認定 3歳児 5人 4歳児 5人 5歳児 5人 合計 15人 3号認定 1・2歳児 5人 合計 5人
開 設 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日
事 業 所 番 号	

3 サービスの目的・運営方針

- 教育・保育目標
- ・心身ともに健康で明るく、素直でのびのびした子どもの育成
- めざす子どもの姿
- ・げんきな子・・・健康な体とたくましい心
 - ・やさしい子・・・相手の気持ちに寄り添い、共感できる心
 - ・がんばる子・・・よく考え最後までやり抜くことができる気持ち
- 経営方針
- ・教育保育内容の充実と保育環境の整備に留意し、明るく楽しい安心・安全なこども園づくりに努める。
 - ・一人ひとりの「その子どもらしさ」を大切にし、個々の園児が良さを発揮しながら育っていけるように援助していく。
 - ・家庭やそれぞれの地域を生かして保育につなげていく。

4 本園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	3098.22	m ²
	園庭	811.00	m ²
園舎	構造	木造	
	延べ面積	729.10	m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
職員室	1室	
保育室	4室	ひまわり組 (5歳児)
		すみれ組 (4歳児)
		れんげ組 (3歳児)
		たんぽぽ・ちゅうりっぷ組 (1・2歳児)
遊戯室(ホール)	1室	
調理室	1室	

5 職員の設置状況

職種	職務内容	員数	常勤	非常勤
園長	職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、在園する園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。	1名	1名	
主任保育教諭	主任は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し教育・保育内容について他の保育教諭を統括する。	1名	1名	
保育教諭	教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。	4名	4名	
補助教諭(会計年度任用職員)	保育教諭の職務を助ける。	5名以上		5名以上
調理員	献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。	4名	1名	3名
校務事務	通園バスの運転を行う。	1名		1名

※ 本園では、「山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月29日山口市条例第29号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置します。

<各職種の勤務体系>

勤務時間	勤務体系
7:30~8:30	保育教諭・補助教諭 3名(園児数に応じて増減あり)
8:30~14:00	園長・主任保育教諭・保育教諭・補助教諭・調理員・校務事務 14名(園児数に応じて増減あり)
14:00~16:00	園長・主任保育教諭・保育教諭・補助教諭・調理員・校務事務 11名(園児数に応じて増減あり)
16:00~18:00	保育教諭・補助教諭 4名(園児数に応じて配置)

※ ローテーションにより、各保育教諭等の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 教育・保育を提供する日

(1) 1号認定における開園日・休園日についての基本的な考え方

教育・保育を提供する日は、月曜日から金曜日までとします。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)、祝日及び次に掲げる長期休業日は休園となります。

- (1) 学年始休業 4月1日から4月7日まで
- (2) 夏季休業 7月21日から8月31日まで
- (3) 冬季休業 12月25日から1月7日まで
- (4) 学年末休業 3月27日から3月31日まで

(2) 学年及び学期

当園の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

1年を次の3学期に分ける。

- | | |
|------|----------------|
| 第1学期 | 4月1日から8月31日まで |
| 第2学期 | 9月1日から12月31日まで |
| 第3学期 | 1月1日から3月31日まで |

(3) 2号・3号認定における開園日

教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝日は休園となります。

7 教育・保育を提供する時間

教育・保育を提供する時間は、次のとおりとします。

① 1号認定における教育・保育提供時間

- (1) 通常教育・保育時間 午前9時から午後2時まで
(ただし、水曜日については、午前9時から午後1時まで)
- (2) 預かり保育時間 午後2時から午後4時まで
(ただし、水曜日については、午後1時から午後4時まで)

※最終登園時間は、午前9時となります(都合によりやむを得ない場合を除く。)

② 2号・3号認定における教育・保育提供時間

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間
午前7時30分から午後6時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。
- (2) 保育短時間認定に係る保育時間
午前8時から午後4時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。
なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午前7時30分から午前8時まで又は午後4時から午後6時までの範囲内で、延長保育を提供いたします(延長保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。)

8 提供する教育・保育等の内容

本園は、教育基本法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法その他の関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年告示)に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供します。

- (1) 特定保育の提供
上記7に記載する時間において、教育・保育を提供します。
- (2) 食事の提供
児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。
- (3) 食事の提供

年齢	午前間食	昼食	午後間食	備考
1歳児	午前9時30分頃	午前11時30分頃	午後3時頃	
2歳児	午前9時30分頃	午前11時30分頃	午後3時頃	
3歳児		午前11時45分頃	午後3時頃	
4歳児		午前11時45分頃	午後3時頃	
5歳児		午前11時45分頃	午後3時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば、医療機関で診察等を受け、アレルギー疾患生活管理指導表を作成してもらって必ず提出してください。

9 諸費用

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(利用料)

ア 1号認定における通常教育時間に係る利用料は、0円です。預かり保育に係る利用料は、16に定めるとおりです。

イ 2号認定のうち3～5歳児クラスの通常保育時間に係る利用料は、0円です。

ウ 2号・3号認定のうち0～2歳児クラスの通常保育時間に係る利用料は、月額72,000円を上限とし、山口市子ども・子育て支援法等施行細則で定める額です。

(2) 教育・保育の提供に要する実費等の費用

(1)に掲げる保育料のほか、17に掲げる費用を負担していただきます。お支払い方法については、別途お知らせします。

10 利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

1 1号認定の子どもについては、本園の利用申込に対して、選考の上、入園を承諾します。2号認定の子どもについては、市が行う利用調整により本園の利用が決定されたときは、これに応じます。

2 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用園児の保護者とその内容を確認し、同意を得ます。

3 本園の利用園児が次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了します。

(1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

(2) 2号・3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

4 休園し、又は退園しようとする利用子どもの保護者は、休(退)園願書により届け出てください。

11 嘱託医

本園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	あじすこどもクリニック
医院長名	元山 将
所在地	山口市阿知須4515-1
電話番号	(0836)38-8341

(2) 眼科

医療機関の名称	中村眼科
医院長名	中村 旭男
所在地	山口市小郡下郷2258-17
電話番号	(083)973-8425

(3) 耳鼻咽喉科

医療機関の名称	やまね耳鼻科
医院長名	山根 仁
所在地	山口市小郡下郷1180
電話番号	(083)973-3387

(4) 歯科

医療機関の名称	益城歯科医院
医院長名	益城 一彦
所在地	山口市小郡下郷1626-13
電話番号	(083)973-0655

12 緊急時の対応

お預かりしている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

13 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

本園 ご利用相談窓口	・窓口担当者	園長または主任
	・ご利用時間	8:30 ~ 17:15
第三者委員	・電話番号	(083)986-2009
	FAX	(083)986-2020
	担当者が不在の場合は、本園職員までお申し出ください。	
	川尻 博之	電話番号 083-934-2798(保育幼稚園課)
	役職・肩書等	山口市民生委員児童委員協議会常任理事
	徳田 恵子	電話番号 083-934-2798(保育幼稚園課)
	役職・肩書等	元山口芸術短期大学講師

※ 本園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

14 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。			
防災設備	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有
	・ガス漏れ報知器	有	・非常警報装置	有
	・非常用電源	無	・スプリンクラー	無
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理			有
	避難・消火訓練			
		避難、消火等の訓練は、毎月1回以上実施し、年2回は消防署に報告します。		

15 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

本園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター災害共済
保険の内容	園の管理下における災害に対し、災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金)が行われます。

16 本園におけるその他の留意事項

短時間延長保育の利用料	100円(日額)
預かり保育の利用料	○月曜日から金曜日(教育時間後の利用) 1時間 200円(ただし、おやつを食べない場合は、おやつ代30円を差し引く) ○長期休業中 8:30~12:00 700円 8:30~15:00 1,300円 8:30~14:00 1,100円 8:30~16:00 1,500円 ※ 給食を食べる場合は、別途175円を追加する。

17 保護者に負担を求める実費等の費用

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
副食費	本園において提供する副食の材料費	1号認定の子ども 月額 3,100円 2号認定の子ども 月額 4,500円 (2歳児クラスを除く。)
おやつ代	預かり保育に係るおやつ代	1食 30円
保育活動費	保育活動に伴う各個人に係る消耗品代 (園行事補助など)	月額 500円
絵本代(月刊誌)	各個人に係る絵本代	月額 500円程度

18 秘密保持のための措置

本園に従事する職員(退職後も含む。)が、正当な理由がなく、その業務上知り得た本園を利用する児童及びその保護者(関係者も含む。)の秘密を漏らしてはならないものとする(ただし、教育・保育施設、小学校等との接続などで、児童及びその保護者(関係者も含む。)の情報提供が必要な場合を除く。)

(別紙)

本園における教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

園名： 山口市立山口みなみこども園
説明者職名： 園長 河津 裕志

私は、本書面に基づいて山口市立山口みなみこども園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所： _____

児童氏名： _____

保護者氏名： _____

児童から見た続柄： _____

緊急時の連絡先

かかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先 ①	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：
緊急連絡先 ②	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：